令和６年度　スマートシティ実証事業（テーマ型）　公募型プロポーザル実施要領
（千葉市スマートシティ実証補助事業）

１　趣旨・目的

本市は、千葉市スマートシティ推進ビジョン（令和4年3月策定）の実現に向けて、テクノロジーの活用などにより市民生活の質の向上を図るとともに、持続可能なまちづくりを進めるため、多様な主体との連携によるまちづくりを推進している。

本事業は、本市が明示する地域課題に対してテクノロジーの活用により解決を図るもので、公益性が高く、市民生活の質の向上に資する実証事業の実施によりスマートシティサービスの社会実装を加速化させることを目的とし、民間事業者等が実施するサービス実証や技術実証等を支援するものである。

本実施要領は、令和 ６ 年度（2024 年）スマートシティ実証事業（テーマ型）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を募集、選定するために必要な事項を定めるものである。

２　事業概要

（1）支援内容

ア　関係団体等のステークホルダーとの協議・調整、実証に係る各種相談支援

イ　実証実験への財政支援（補助金の交付）

（ア）補助金の交付　「千葉市スマートシティ実証事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」のとおり

（イ）補助上限額　　5，000，000円（上限額）

（ウ）補助率　　補助対象経費の1／2以内

（2）実施期間

交付決定日から令和７年２月28日（金）まで

３　事業者要件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの。なお、複数の事業者により構成された共同企業体による参加も認めることとするが、すべての事業者が次のいずれにも該当しないものとし、一企画提案参加申込者の代表企業又は構成員が他の企画提案参加申込者の代表企業又は構成員となることはできない。

（1）法人格を有していない者

（2）手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

（3）企画提案参加申込日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

（4）会社更生法（昭和14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

（5）民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

（6）千葉市内において都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

（7）国税及び地方税を滞納している者

（8）千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

4 公募要件

(1)実証内容

先進的なテクノロジーを活用した下水道施設の効率的な維持管理

(2)対象となる課題

市内のマンホール蓋の状態把握、作業効率の向上

(3)課題詳細

下水道は、汚水処理による生活環境の改善、雨水排除による浸水の防除等、住民の快適で安全安心な生活や環境を守る重要なインフラである。日本の下水道施設は、高度経済成長期から急速に整備が進み、令和３年度末における下水道管路総延長距離は、約４９万㎞に達し、下水道普及率についても、８０．６％（人口普及率）※1 となり、下水道施設の整備促進の時代から本格的な維持管理の時代へと移行しつつある。初期段階で整備された下水道施設は、年数が経過するにつれて老朽化が進み、下水道管路では内部で発生する硫化水素によって、腐食や不明水の侵入などの問題が顕在化し、道路の陥没といった深刻な問題も多数発生している。

特に下水道施設におけるマンホール蓋は、全国で約 1,600 万基あると想定されており、車道部の標準耐用年数が 15 年とされている中、30 年を経過したマンホール蓋は約 350 万基あると推測され、多くの不具合・異常が発生する可能性があるため、※2これまで以上に効率的・効果的な点検・調査に基づく維持管理の必要性・重要性が高まっている。なお、（公社）日本下水道協会が運営する下水道賠償責任保険での２００１年から２００９年における保険支払件数のうち、下水道施設別ではマンホールが最も多く、内訳では、その殆どがマンホール蓋が原因の事故とされている。※3

一方で、下水道行政を支える全国の下水道部署の職員数についても、平成9年度のピーク時から6割にまで減少しており、今後、人口減少・高齢化社会の到来により、更なる下水道職員の減少が懸念されている。※4

そのような状況において、本市では、市内の10万基以上のマンホール蓋を維持管理しており、年間 1,500 基ほどの老朽化したマンホール蓋の交換を行っている。現状では、市の職員や委託事業者が現地に赴き、一つひとつのマンホール蓋の状態について調査を行い、更新の必要性について判断をしているため、多くの時間とコストがかかっており、効率的な調査方法の確立が課題の一つとなっている。

今後、中長期的な視点でマンホール蓋の維持管理を行うために、先進的なテクノロジーを活用により、膨大な数のマンホール蓋の状態把握を実証し、低コスト化かつ効率性向上に向けた有効性を検証するものである。

※1 国土交通省 水管理・国土保全局 ホームページ参照
※2 一般社団法人 日本グラウンドマンホール工業会 ホームページ参照
※3 公益社団法人 日本下水道協会 ホームページ参照
※4 国土交通省 水管理・国土保全局 「下水道事業の現状と課題」より

【参考1__下水道施設に関連する事故の施設内訳別】

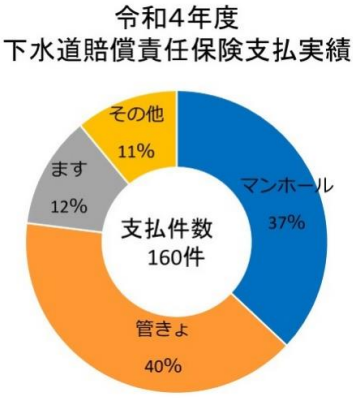

公益社団法人　日本下水道協会　ホームページ参照

【参考2__市内のマンホール蓋の取替実績データ】

年度	R4	R3	R2	R1(H31)	H30	H29	H28
実施数量	1,487 基	1,629 基	1,682 基	1,423 基	1,526 基	694 基	974基

※令和5年度については、集計中

（4） 実施条件

① 先進的なテクノロジーを活用すること。

② MMS（モービルマッピングシステム※1）もしくは同等の先進的なテクノロジーを用いて、マンホール蓋の画像やデータ等の情報収集を行うこと。
なお、収集される画像やデータ等は本市の求めに応じて提供すること。（本実証事業期間中に限る）

③ 収集したマンホール蓋の画像やデータ等を人力ではなく、AI 等のシステムを用いて、マンホール蓋の状態把握に関する分析・解析を行うこと。

④ 実証期間内に、本市と協議したエリアの調査を行い、マンホール蓋の状態把握に関する分析・解析を行い、結果を報告すること。

⑤ 実証実験の結果をふまえ、導入に向けた費用の比較検討を行うこと。（人力調査との費用比較等）

⑥ 個人情報は、基本的に収集しないこと。
なお、個人情報を収集・利用する場合には、その旨を掲示すること。

⑦ 企画提案時に、提案内容に沿った実施効果の目標を具体的に示すこと。また、実証期間終了時までに課題解決の手法としての有効性を総合的に検証し、実績報告時に報告すること。

⑧ 実証に必要な機器等は提案者が用意すること。
なお、実証期間中、システム等に不具合が発生した場合、速やかに対応すること。

※1　車等の移動体に載せた測量機により周囲を3次元測量する技術のこと。

（5）実証期間

交付決定日～令和 7 年2月 28 日（金）予定

（6）その他特記事項

ア　実証で得られたデータを市に提供すること。

イ　サービス実証による寄付金や広告料などの収入及び国、地方公共団体等の補助金などは、補助対

象経費から除外すること。ただし、開発費等の補助対象外経費が発生している場合は、当該経費に充てることは差し支えない。

5 企画提案の手続き等

(1)スケジュール

ア 公募開始日　令和６年５月17日(金)
イ 質問受付締切日　令和６年５月24日(金)
ウ 質問回答日　令和６年５月31日(金)
エ 参加申込受付締切日　令和６年６月 7 日(金)
オ 選定委員会開催　令和６年６月14日(金) ※プレゼンテーションを実施
カ 選定結果通知　令和６年６月17日(月) ※予定

(2)質問の提出について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受け付ける。

ア 受付期間 令和６年５月24日(金) 午後5時まで
イ 提出方法 下記電子メールアドレスあてに質問書を提出すること。
電子メールアドレス：smartcity.POF@city.chiba.lg.jp
電話・FAX・口頭等での質問は一切受け付けない。
ウ 回答方法 質問に対する回答は、千葉市ホームページに令和6年5月 31 日(金)午後5時までに掲載する。なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

(3)参加申込について

下記書類を提出すること。なお、様式第4号、予算計画書(任意書式)及び企画提案書(任意書式)の副本については、企画提案参加申込者(共同企業体の場合は構成員を含む)が判明・特定できる表現を使用しないこと(連携・協力事業者等は除く)。

ア 提出書類

(ア)様式第1号 企画提案参加申込書(1部)
(イ)様式第2号 誓約書(1部)
※共同企業体の場合は、代表企業及び構成員すべての誓約書を提出すること。
(ウ)様式第3号 会社概要書及び業務実績調書(1部)
※会社概要書については、様式第3号の内容が記載されている会社案内パンフレットでも可(共同企業体の場合は、代表企業及び構成員全ての会社概要を記載すること。)
※業務実績調書については、過去5年間に本事業に関連のある業務実績(実施中、受託中ものを含む)を1件以上記載すること。なお、業務実績は自治体・民間企業を問わないが、自治体での実績がある場合は優先して記載すること。(共同企業体の場合は、代表企業、構成員どちらの業務実績を記載しても構わない。)
※記載された業務実績の内容を確認できる契約書等の写しを添付すること
(エ)任意書式 予算計画書(経費内訳書)(6部:正本1部・副本５部)
※補助対象経費は要綱に記載のとおり。
※本事業実施に係る経費について、補助対象外経費も含め、可能な限り具体的な内

訳を記載すること。

（オ）様式第4号　企画提案概要書（6部：正本1部、副本 5 部）

※本実施要領「6　事業者選定」記載の審査の着目点別に内容を記載すること。

（カ）任意書式　企画提案書（6部：正本1部、副本 5 部）

※企画提案書の書式は、A4（横書き）、両面印刷（長編綴じ）とする。文字や図表等の白黒・カラー、再生紙使用は問わない。

※正本（1部）は、押印、袋とじとする。副本（5部）は、ホチキス等で留めた上で、フラットファイル等のファイルには綴じずに提出すること。

※提出後の企画提案書の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

※企画提案書は、あくまでも事業者等選定の審査材料となるものであり、実際の事業遂行に当たっては、本市と協議して決定することとなるので留意すること。

（キ）様式第5号　共同企業体等一覧表（1部）　※共同企業体のみ

（ク）様式第6号　委任状（共同企業体等）（1部）　※共同企業体のみ

イ　提出方法　持参又は郵送

ウ　提出期限　令和 6 年 6 月 7 日（金）　午後5時（必着）

持参の場合は、土、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで受付

※郵送提出の場合は、投函後に必ず千葉市総合政策局未来都市戦略部スマートシティ推進課に連絡すること。

（TEL：043－245－5362　E-Mail：smarticity.POF@city.chiba.lg.jp）

エ　提出場所　〒260－8722

千葉市中央区千葉港1番1号　千葉市総合政策局未来都市戦略部スマートシティ推進課

オ　その他　参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届出書（任意書式）を持参または郵送にて提出すること。なお、参加辞退届出書には、以下の必須項目を記載すること。

【必須項目】日付、商号又は名称、代表者氏名（代表者印を押印すること）、辞退理由

（4）プレゼンテーションについて

ア　実施日　令和 6 年 6 月 14 日（金）※予定

※5 者以上提案があった場合は、1 次書類審査を実施する場合がある。

イ　出席者　業務実施責任者を含む 4 名まで

ウ　内　容　企画提案内容の説明及び質疑応答

エ　時　間　1者につき20 分程度

オ　その他

（ア）プレゼンテーション選考は非公開とし、実施方法（対面、WEB 開催など）、日時等の詳細は参加申込受付後に別途連絡する。

（イ）プレゼンテーション実施の際は、提出した企画提案書のみを使用すること。

※プレゼンテーション時に使用する企画提案書は、参加申込者（共同企業体の場合は構成員を含む）が判明・特定できる表現を使用しないこと（連携・協力事業者等は除く）。

（ウ）使用する備品等は、すべて提案者にて用意すること。（ただし、対面実施時におけるプロジェクター、スクリーン及びコンセントは千葉市にて用意する。）

（5）選定結果について

ア　通知日　令和 6 年 6 月 17 日（月）※予定

イ 通知方法　企画提案参加申込者全員へ電子メールで結果を通知するとともに、千葉市ホームページで公表する。ただし、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

6 事業者選定

(1)千葉市が設置する選定委員会の審査員が、審査基準に基づいて、提出された企画提案概要書等及び別途実施するプレゼンテーションをもとに審査を行い、原則、合計点数が最も高い1者を選定する。ただし、提案内容によっては、予算の範囲内において複数者を選定する場合がある。

(2)合計点数が委員会の定める基準点を下回った場合は、事業者を選定せず、再度、選定を行う場合がある。

(3)企画提案参加申込者が1者であっても、同様の審査を行う。

(4)選定にかかる審査項目及び配点は次のとおりとする。

【審査項目及び配点(100点満点)】

審査項目 (配点)		審査の着目点 ※様式第4号　企画提案概要書　記載事項
1	課題認識 (5 点)	課題を的確に把握しているか。また、課題を分析しているか。
2	事業内容(解決できる提案となっているか。)	
	提案内容 (40 点)	実施条件を満たしているか。また、実施条件を上回る独自要素はあるか。
		想定する実施効果が具体的かつ課題解決を期待できるものであるか。また、実施効果の目標(KPI)が具体的かつ実現性が高いものであるか。
		実施結果の検証方法が具体的かつ課題解決の有効性を総合的に検証するものであるか。
		コスト面での継続性及び内容の更新・拡充可能性を考慮し、実装可能なものであるか。
	技術実証 (20点)	類似サービスに例のないようなチャレンジ要素を含んでいるか。
		チャレンジ要素は課題解決やスマートシティの推進に有効なものであるか。
3	データ活用 (20点)	MMS(モービルマッピングシステム)もしくは同等の先進的なテクノロジーから収集されるデータを有効活用するものであるか。
		MMS(モービルマッピングシステム)もしくは同等の先進的なテクノロジーから収集されるデータの種類は充実しているか。
		収集されるデータは、個人情報保護に十分配慮されているか。
		収集されるデータは、本市が容易かつ安全に入手可能か。
4	運営能力・ 実施体制 (15点)	本事業に関連する知識やノウハウ、自治体や民間企業等における実績を有しているか。
		人員配置や実施体制は十分に整っているか。また、事業実施に関する説明が丁寧であり、かつサポート体制、安全体制が充実しているか。 ※本事業の実施体制図(総括責任者等の組織、指導員の人数等を記載)を添付すること。

		実施スケジュールは現実的かつ妥当と判断できるか。 ※本事業の実施スケジュールを添付すること。

7 失格事項

企画提案参加申込者が次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、失格とする。

(1)事業者要件を満たさない場合

(2)本実施要領を順守しない場合

(3)企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合

(4)企画提案書等の提出書類に虚偽があった場合

(5)企画提案書等の提出書類が公募要件に示された条件に適合しない場合

(6)審査の公平性を害する行為があった場合

(7)前号までに定めるもののほか、提案にあたって著しく審議の公平性に反する行為があった場合

8 その他

(1)企画提案書等、提出書類の作成、提出に要する費用は、全て企画提案参加申込者の負担とする。

(2)提出された企画提案書等については、選定結果にかかわらず返却しない。

(3)企画提案書等は、千葉市情報公開条例(平成12年市条例第52号)の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、 企画提案参加申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

(4)企画提案書の著作権は、当該企画を提案した企画提案参加申込者に帰属するが、本市は事業者の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

(5)その他、本事業遂行上発生した問題等については、本市と選定された事業者の協議のうえ、対応を決定することとする。